

平成30年度 各教科等の指導の重点(個人用)～日々の授業改善のために～

学習指導要領で求められている資質・能力を児童生徒が身に付けていくためには、日々の授業改善と家庭学習の充実が不可欠です。そのために、今年度特に考えていただきたいことを「指導の重点(個人用)」としてまとめました。

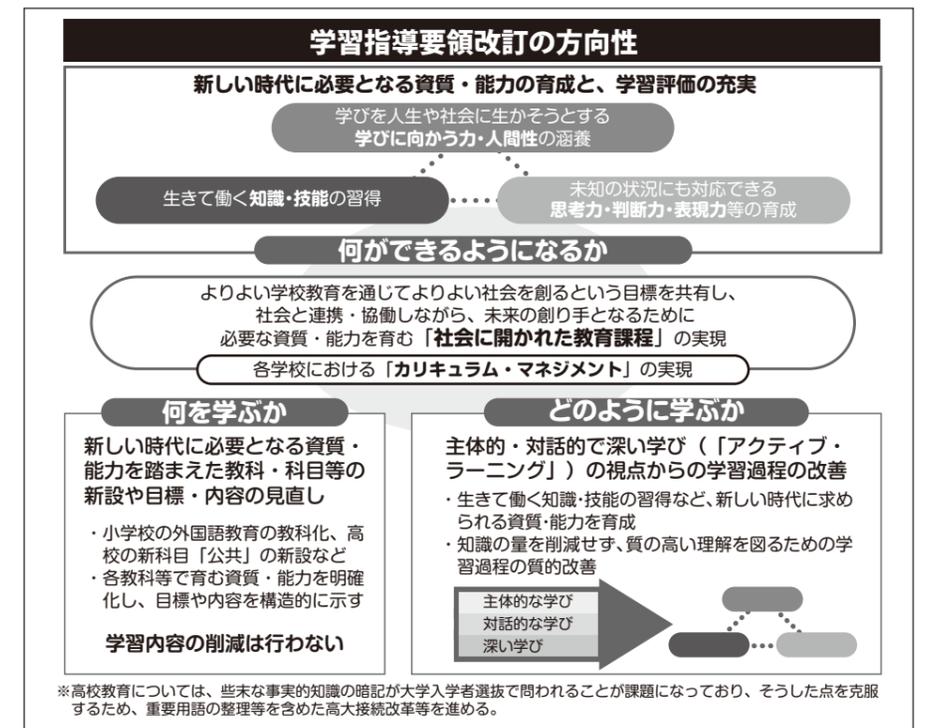
1 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を進めていますか？

「主体的・対話的で深い学び」は、授業改善を進めるための視点です。「主体的・対話的で深い学び」は、そういった手法や型があるわけではありません。これまで課題がある授業とされてきたのは、「学習活動を子どもの自主性にのみ委ね、学習成果につながらない『活動あって学びなし』と批判される授業」、「特定の指導方法にこだわるあまり、指導の『型をなぞる』だけで意味のある学びにつながらない授業」、「子どもは教師の話聞くことが中心であり『知識伝達や暗記・再生』にとどまりがちな授業」などです。

学習指導要領解説には、授業改善を進める際に次の6点に留意して取り組むことが重要であると示されています。

- ①児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、これまで地道に取り組まれ蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はない。
- ②授業の方法や技術のみを意図するのではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的・対話的で深い学び」の視点で、授業改善を進めるものである。
- ③各教科等において通常行われている学習活動(言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など)の質を向上させることを主眼とするものである。
- ④単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものである。
- ⑤深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になる。児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められる。
- ⑥基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視する。

右図の「何ができるようになるか(資質・能力)」と「何を学ぶか(内容)」、「どのように学ぶか(主体的・対話的で深い学び)」の位置づけを理解したうえでの授業改善が必要です。(詳細は教育情報紙第24号を参照ください)



2 「問い」を工夫した授業づくりを行っていますか？

「主体的・対話的で深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」です。各教科等の特質に応じた物事をとらえる視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を、既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力・判断力・表現力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものであり、「見方・考え方」を習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要です。

子どもたちが、各教科等ならでは「見方・考え方」を、その教科等が主に扱う領域や対象を越えて様々な問題解決に自在に駆使できるようになるというレベルまで活用できるようにしていくことを目指していきます。

このような授業づくりを行っていく際に大切なことの一つは、教師の「問い」のあり方です。一問一答形式の質問ではなく、子どもたちが自ら考えたい「問い」や、子どもの思考を揺さぶるような「問い」を授業の核にしていくことが大切です。授業だけでなく様々な教育活動の場面でも工夫した問いかけや声かけを行うことによって、子どもたちが主体的に深く考えていくことを後押ししていくことになります。

「見方・考え方」は、教材や発問を考える際の視点にもなります。「主体的・対話的で深い学び」の実現のためには、「見方・考え方」を働かせることができる教材や発問が備わった授業であるのか、まさに教師自身が「問い続ける」ことが必要です。

3 新学習指導要領の先行実施及び移行措置を意識した授業づくりを行っていますか？

新学習指導要領の全面実施は、小学校が2020年度から、中学校が2021年度からとなっていますが、2018年度(平成30年度)から先行して実施されるものもあります。特に、総則については2018年度(平成30年度)から新学習指導要領によることとされており、新学習指導要領に基づいた教育活動に確実に取り組む必要があります。

また、新学習指導要領の全面実施までに、各教科等で移行措置に留意する必要があります。ある単元や題材などが未学習にならないように、移行措置について把握しなければなりません。県教育委員会では、「小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引-Q&A-(移行措置編)」をまとめ、教育用ポータルサイト及びしまねの教育情報Web(EIOS)に掲載しています。小・中学校の各教科等の移行措置について、漏らさず記載していますので必ず確認しましょう。

新学習指導要領の全面実施に向けて、各校のすべての教職員で「自校の児童生徒に身に付けさせたい資質・能力」について話し合うとともに、保護者や地域の皆さんとも「子どもたちに身に付けてほしい力」について協議することが望まれます。